

建築物における木材の利用の促進に関する方針の変更新旧対照表

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>      </u> 建築物における木材の利用の促進に関する方針</p> <p style="text-align: right;">愛 媛 県</p> <p>この方針は、愛媛県が平成 13 年 5 月に定めた「公共施設等木材利用推進方針」のうち、建築物における木材の利用について、<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、<u>木材利用促進本部</u> が定める「<u>      </u> 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（<u>令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定</u>。以下「国基本方針」という。）に即して、愛媛県の区域内の <u>      </u> 建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「県方針」という。）を定めるものである。</p> <p>第 1 <u>      </u> 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向</p> <p>1 <u>      </u> 建築物における木材の利用の促進の意義</p> <p><u>本県の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの供給対策と木材需要拡大に向けた対策等を併せて進めたことで、木材供給量は順調に増加してきた。そうした中で、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）利用を一層促進し、燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。</u></p> <p><u>また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。</u></p> <p><u>加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。</u></p> <p><u>木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>公共</u> 建築物における木材の利用の促進に関する方針</p> <p style="text-align: right;">愛 媛 県</p> <p>この方針は、愛媛県が平成 13 年 5 月に定めた「公共施設等木材利用推進方針」のうち、公共建築物における木材の利用について、<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、<u>農林水産大臣及び国土交通大臣</u> が定める「<u>公共</u> 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「国基本方針」という。）に即して、愛媛県の区域内の <u>公共</u> 建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「県方針」という。）を定めるものである。</p> <p>第 1 <u>公共</u> 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向</p> <p>1 <u>公共</u> 建築物における木材の利用の促進の意義</p> <p><u>(1) 木材の利用の促進の意義</u></p> <p><u>森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。</u></p> <p><u>しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。</u></p> <p><u>木材の利用促進、特に県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済活性化にも資するものである。</u></p> <p><u>また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有している。加えて、近年、新たな木質部材に関する技術開発の進展も見られ、建築物における木材の利用について、新たな可能性も拡がりつつある。</u></p>

が非木造となっている。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材である C L T（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

## 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっていた。

このため、愛媛県では、平成 13 年を「森林そ生元年」と位置付け、同年 5 月に策定した公共施設等木材利用推進方針に基づき、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、県施設及び県が補助事業等で関与する市町施設について、可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、公共建築物における木材の利用の促進を図ってきたところである。

1 の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第 3 条に規定する基本理念を踏まえ、県、市町、事業者、県民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取組むものとする。

（注）この県方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

今回、法及び国基本方針の施行を受けて、以下の基本的方向を定め、建築物における木材利用の促進をより一層図る。

このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出抑制、建築物等における炭素固定量の拡大などを通じて、地球温暖化の防止や循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

## (2) 公共建築物における木材の利用の促進の効果

公共建築物は、広く県民一般の利用に供されるものであることから、木材の利用の促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの県民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、県及び市町が、その整備する公共建築物において、新たな木質部材を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性や利用の意義について、効果的に県民の理解を醸成することができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

## 2 公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている状況にある。

このため、愛媛県では、平成 13 年を「森林そ生元年」と位置付け、同年 5 月に策定した公共施設等木材利用推進方針に基づき、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、県施設及び県が補助事業等で関与する市町施設について、可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、公共建築物における木材の利用の促進を図ってきたところである。

（注）この県方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

今回、法及び国基本方針の施行を受けて、以下の基本的方向を定め、公共建築物における木材利用の促進をより一層図る。

## (1) 木材の利用の促進に向けた各主体の取組

### ① 県による取組

県は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、県内の公共建築物における木材の利用の促進 はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材利用の促進 に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすものとする。

このため、県は、法第11条に規定する県方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取組むものとする。

加えて、市町等との連携を緊密にし、例えば公共建築物を整備しようとする市町村に対し、木材調達に係る情報や木材の利用に関する専門的な知見の提供や、公共建築物の木造化・木質化に対する支援措置を紹介するなど、木材の利用に取組みやすい体制整備に努めるものとする。

### ② 市町による取組

市町は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該市町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進 はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材利用の促進 に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、市町は、積極的に法第12条に規定する市町の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町方針」という。）に基づき、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、県の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取組むものとする。

加えて、県等との連携を緊密にし、市町が単独で実施するものも含め、公共建築物の整備に関する情報を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

### ③ 事業者による取組

建築物を整備する 事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針及び県方針又は市町方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は市町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、 建築物における木材の利用の促進 に協力するよう努

## (1) 県の役割

県は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、県内の公共建築物における木材の利用の促進 \_\_\_\_\_ に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすものとする。

このため、県は、法第8条に規定する県方針に基づき、\_\_\_\_\_ その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むとともに、作成した県方針を公表し、当該方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握し、木材の利用の促進に向けた課題について分析を行った上で、その結果について積極的に明らかにするものとする。

さらに、上記の分析結果や情勢の推移等により必要が生じたときは、本方針を変更するものとする。

加えて、市町等との連携を緊密にし、例えば公共建築物を整備しようとする市町村に対し、木材調達に係る情報や木材の利用に関する専門的な知見の提供や、公共建築物の木造化・木質化に対する支援措置を紹介するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

## (2) 市町の役割

市町は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該市町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進 \_\_\_\_\_ に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、市町は、積極的に法第9条に規定する市町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町方針」という。）に基づき、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、その公表に努めるとともに、当該方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を積極的に明らかにするよう努めるものとする。

さらに、上記の分析結果や情勢の推移等により必要が生じたときは、市町方針を変更するよう努めるものとする。

加えて、県等との連携を緊密にし、市町が単独で実施するものも含め、公共建築物の整備に関する情報を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

## (3) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

国、県又は市町以外の者であって公共建築物を整備する \_\_\_\_\_ 者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針及び県方針又は市町方針を踏まえ、 \_\_\_\_\_

国、県又は市町が実施する 施策に協力して、適切な役割分

めるものとする。

例えば、建築物を整備する事業者にあつては、建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する 建築物において積極的に木材を利用することについて検討するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

#### ④ 県民による取組

県民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は市町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (2) 関係者相互の連携及び協力

国、県、市町、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は、(1)の各主体の取組の実施に当たり、国基本方針及び県方針等に基づき、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (3) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国、県又は市町が講ずる関連施策に協力しつつ、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等に該当する

担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における木材の利用の促進及び公共建築物の整備にの用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

特に、公共建築物を整備する者にあつては、公共建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する 公共建築物において積極的に木材を利用するよう努めるものとする。

また、木材製造業者その他の木材の生産又は供給に携わる者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、国、県又は市町を含め、相互に連携しつつ、公共建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した高品質で安価な木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

#### (4) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国、県又は市町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等



## (2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

県及び市町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、国の基本方針に照らして適当なものであるか、県にあっては県方針に、市町方針を定めている市町にあっては当該市町方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

## (3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県又は市町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。また、県又は市町が同協定を締結した場合には、国の措置に準じるほか、県又は市町の特徴を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 4 公共建築物における木材の利用の促進

### (1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、県内に整備される法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

#### ① 県又は市町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、県又は市町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

#### ② 県又は市町以外の者が整備する①に準ずる建築物

県又は市町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物等が含まれる。

### (2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物については、低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの、依然として木材の利用の拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く県民一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの県民に対して、木と触れ合い、木の良さを

### 1 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、県内に整備される法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

#### (1) 県又は市町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、県又は市町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

#### (2) 県又は市町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

県又は市町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物等が含まれる。

### 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、県及び市町が、その整備する公共建築物において、率先してCLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたことから、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

さらに、建築用木材についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。ほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関(WTO)政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意するものとする。

### (3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。また、建築物における木材の需要の拡大のため、県内で製造されたCLT(直交集成板)や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用にも努めるものとする。

さらに、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

このため、県及び市町は、第1の2の公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向を踏まえ、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携促進を図りつつ、公共建築物における木材の利用を担う設計者や木材の加工技術者その他の人材の育成、木材に関する研究及び技術の開発・普及、公共建築物の利用に適した木材の供給体制の整備、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供その他の施策の総合的な展開が図られるよう努めるものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関(WTO)政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意するものとする。





木造化を図ることとする。

また、県は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接県民が利用する機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

なお、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の進捗や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用を検討し、利用促進を図ることで、市町及び市町以外の者が整備する公共建築物への積極的な木材の活用を促進するものとする。

加えて、県は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質ペレットを使用したストーブなど、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすことを目標とする。

#### 第4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

##### 1 木材の供給に携わる者の責務

建築物における木材の利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、比較的大規模なものに含まれる公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった構造的特性に対応した長尺・大断面の木材や、CLT、木質耐火部材等の建築用材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定にのっとり、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

また、県は、国及び市町と連携し、これらの木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度的確な運用をはじめとする必要な施策の着実な推進を図るものとする。

##### 2 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

#### 第3 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

県は、その整備する公共建築物のうち、第2の3の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として全て木造化を図ることとする。

また、県は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接県民が利用する機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

なお、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の進捗や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、たうえて、CLTや木質耐火部材等 新たな木質部材の活用 を検討し、利用促進を図ることで、市町及び市町以外の者が整備する公共建築物への積極的な木材の活用を促進するものとする。

加えて、県は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質ペレットを使用したストーブなど、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすことを目標とする。

#### 第4 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

##### 1 木材の供給に携わる者の責務

公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、

柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材、合法伐採木材等並びにCLT及び木質耐火部材等の新たな木質部材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、県は、国及び市町と連携し、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制

県及び市町は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、法第16条の規定に基づき、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定めるもの（CLT等）について、製造に係る技術及び製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及を促進する。

また、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い 建築用木材 の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

さらに、県は、新たな製品の開発や高性能な木材製品の製造に資する施設・機械の整備の推進に努め、木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、木材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

## 第5 その他 建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

### 1 市町方針の作成等に関する事項

市町は、市町方針を作成及び変更する場合には、国基本方針及び県方針に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえて、当該市町の区域内の建築物における木材の利用の促進のために講ずべき施策等について具体的に記述するものとする。

この場合、これらの施策と学校教育や社会教育、社会福祉、医療、都市計画 など 建築物の整備に関連する分野の施策との調和・連携の確保、必ずしも市町の区域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、森林法に基づく市町村森林整備計画等に即した森林の適正な整備の推進等に留意する必要がある。

また、市町以外の者が整備する 建築物においても積極的に木材が利用されるよう、これら の 建築物の整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得よう留意する必要がある。

なお、市町が整備する公共建築物における木材の利用の目標については、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分、利用の推進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

### 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する などの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。（一般流通材使用の促進方法や、多量の木材調達について分割発注などの方法を検討するとともに、木材価格の適正な把握に努める。）

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造

度の的確な運用をはじめとする必要な施策の着実な推進を図るものとする。

## 2 公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い 木質部材 の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、県は、新たな製品の開発や高性能な木材製品の製造に資する施設・機械の整備に対する支援に努め、木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、木材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

## 第5 その他 公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

### 1 市町方針の作成等に関する事項

市町は、市町方針を作成及び変更する場合には、国基本方針及び県方針に即し、地域の実情 及び 関係者の役割分担等も踏まえて、当該市町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のために講ずべき施策等について具体的に記述するものとする。

この場合、これら 施策と学校教育や社会教育、社会福祉、医療、都市計画 、住宅・建築 など 公共建築物の整備に関連する分野の施策との調和・連携の確保、必ずしも市町の区域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、森林法に基づく市町村森林整備計画等に即した森林の適正な整備の推進等に留意する必要がある。

また、市町以外の者が整備する 公共建築物においても積極的に木材が利用されるよう、これら 市町以外の 公共建築物の整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得よう留意する必要がある。

なお、市町が整備する公共建築物における木材の利用の目標については、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分、利用の推進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

### 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を 図ることが重要である。（一般流通材使用の促進方法や、多量の木材調達について分割発注などの方法を検討するとともに、木材価格の適正な把握

とする など の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

### 3 公共建築物における木材の利用の促進のための体制及び利用状況の公表に関する事項

県は、公共施設等木材利用推進方針に基づき設置した「公共施設等木材利用推進連絡会議」により、公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図るものとする。

また、公共施設等木材利用推進連絡会議は、この県方針に基づき、県が整備する公共建築物における木材の利用の状況を、毎年取りまとめ公表するものとする。

さらに、市町は、自ら整備する公共建築物における木材の利用の促進のために、関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、木材利用促進連絡会議を設置するよう努めるものとする。

#### 附 則

この県方針は、平成23年3月25日から適用する。

この県方針は、平成30年3月1日から適用する。

この県方針は、令和4年3月9日から適用する。

に努める。）

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

### 3 公共建築物における木材の利用の促進のための体制及び利用状況の公表に関する事項

県は、公共施設等木材利用推進方針に基づき設置した「公共施設等木材利用推進連絡会議」により、公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図るものとする。

また、公共施設等木材利用推進連絡会議は、この県方針に基づき、県が整備する公共建築物における木材の利用の状況を、毎年取りまとめ公表するものとする。

さらに、市町は、自ら整備する公共建築物における木材の利用の促進のために、関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、木材利用促進連絡会議を設置するよう努めるものとする。

#### 附 則

この県方針は、平成23年3月25日から適用する。

この県方針は、平成30年3月1日から適用する。